

## 「令和エコライフ体感フェア」会場設営等委託業務仕様書

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

「令和エコライフ体感フェア」会場設営等委託業務（以下「委託業務」という。）

#### (2) 委託期間 契約締結日から令和元年10月31日（木）まで

#### (3) 業務の概要

次のとおり開催する「令和エコライフ体感フェア」（以下「フェア」という。）に係る会場設営等の業務について、この仕様書に基づき行うものとする。

ア 日時 令和元年10月22日（火・祝）正午から午後5時まで

イ 場所 鳥取すいそ学びうむ（鳥取県鳥取市五反田町8-1）

### 2 一般的事項

フェアに係る会場設営等に関する一般的事項は、次のとおりとする。

#### (1) 会場設営に必要な資機材の数量及び内容については、別紙1のとおりとし、特に定めがない限り受注者が物品等を調達し、設置から撤去までを行うこと。（会場イメージは、別紙2参照）

なお、フェアの企画内容の決定、フェア参加機関との協議等により資機材の数量及び内容が変更となることがあるので、その場合は変更契約により対応するものとする。

#### (2) 会場の設営及び撤去の時間帯については、次のとおりとする。

ア 設営 令和元年10月19日（土）午前7時から同月22日（火・祝）午前11時まで  
ただし、別紙2のイベント広場における⑦～⑮のテントについては、10月22日（火・祝）午前7時から午前11時まで

イ 撤去 令和元年10月22日（火・祝）午後5時30分から同月23日（水）午後8時まで  
ただし、別紙2のイベント広場における⑦～⑮のテントについては、10月22日（火・祝）午後5時30分から午後8時まで

#### (3) 設営に当たっては、強風等により資機材が飛ばないように行うこと。特にテントに関しては、風に煽られて倒れることにより、人身事故が発生することが容易に想定されるので、十分な補強対策を講じること。

#### (4) 荒天、強風等の災害により、資機材の適切な管理ができない恐れのある場合は、発注者の指示により直ちに撤去等の対応を行うこと。

### 3 委託業務の内容

#### (1) 会場設営・撤去

ア 別紙1・2のとおり、ステージ、テント等の資機材を設置すること。

なお、実際の設置に際し、現地と会場図面とで相違が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従って設置すること。

イ 資機材の使用及び数量は、別紙1のとおり

ウ テントの飛散防止に当たっては、舗装部分についてペグは使用できないため、おもり等による対策によること。

エ フェア終了後には、設営した資機材等を撤去（ごみの処分含む。）すること。

#### (2) 音響設備

ア 音響の内容は以下のとおりとする。

【放送内容】ステージで実施するショー、コンサート等の公演

【放送エリア】大型テント周辺

イ フェア当日のイベント時間内は、音響設備の運用及び操作を行うオペレーターを常時配置すること。

ウ 発注者が用意する車両（外部給電器で給電）から供給される電力を音響の電源として活用すること。なお、用意する車両及び外部給電器は以下のとおりとする。

【車両】ホンダ クラリティ FUEL CELL

## 【外部給電着】ホンダ Power Exporter 9000

### (3) 看板設置

- ア 別紙3のとおり案内看板を設置すること。
- イ 看板の記載事項は、契約締結後に発注者が確定して示すので、それをもとに受注者がデザイン案を作成し、発注者と協議して決定すること。
- ウ 看板の設置位置は、別途発注者と協議して決定することとするが、強風などで飛ばないように対策を講じること。

### (4) 会場警備

- ア フェア当日のイベント時間内は、交通誘導警備員3名を常時配置すること。
- イ 安全資機材として、カラーコーン（ポスト100個程度、バー100本程度）を会場内に設置すること。詳細な位置は、契約締結後に発注者と受注者の双方で協議を行い決定する。

## 4 委託業務の実施に当たっての注意事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、契約締結後に発注者と詳細な打合せを行うこと。
- (2) 受注者は、発注者の承認を受けず、再委託をしてはならない。
- (3) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の再委託の承認をしないものとする。ただし、ア、イ又はオに該当する場合は、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
  - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
  - ウ 行政の許可を受けた者が行う必要のある業務の場合、その許可を受けていない者への再委託を行う場合
  - エ 行政の登録又は届出等を受けた者が行う必要のある業務の場合、当該業務に係る登録をされていない者又は当該業務に係る届出をしていない者への再委託を行う場合
  - オ 鳥取県内に本店又は支店（営業所、出張所等を含む。）を有しない者への再委託を行う場合
- (4) 委託業務の実施に関して疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議すること。
- (5) 不測の事態に対応できる連絡体制を確保し、委託業務実施中に不測の事態が発生した場合は、迅速に発注者に連絡を行うこと。
- (6) フェア参加機関は、ブースの配置等が完了しないと、資機材の搬入準備に入れないため、作業工程に十分留意すること。
- (7) 大規模事故、気象警報発生時等には、発注者の判断により、フェアを中止することがある。その際は、発注者と受注者とが協議の上、出来高に基づいて委託料の一部を支払いするものとする。
- (8) 荒天が予想される場合は、発注者の判断により、イベントの一部を取りやめたり、資機材を移動させることがある。この場合は、発注者と受注者が事前に打ち合わせをし、準備に支障がないようにすること。
- (9) 会場設営に係る資機材等の数量又は委託業務の内容に変更があった場合は、変更契約で対応すること。

## 5 作業責任者

- (1) 受注者は、委託業務の管理及び統括を行う作業責任者を定め、発注者に通知すること。
- (2) 監督員からの指示、協議等は、原則として作業責任者が対応すること。

## 6 特記事項

- (1) 委託業務において、購入及びリースするものについては、平成25年度鳥取県グリーン購入調達方針に従い、環境物品等の調達の推進を図ること。
- (2) 会場内での運営管理に当たっては、廃棄物の発生抑制、リユース、リサイクルに特に配慮する他、移動に当たっては、低公害車を使用するなど、環境に配慮すること。
- (3) 強風などにより、テント、看板類及び資機材が飛ばないように、設置に当たっては危険防止に配慮した構造を施すこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、極力、鳥取県内の人材・製品の活用に努めること。

## 7 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

## 8 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

## 9 事故等による損害賠償の負担

### (1) 一般的な損害に関する事項

委託業務を行うに当たり生じた損害（(2)のア又はイに該当する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担すること。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ステージ、テント等資機材の設置後から撤去までの間に強風等で資機材が破損した場合は、受注者がその費用を負担すること。

### (2) 第三者に及ぼした損害に関する事項

ア 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担すること。

イ アの規定にかかわらず、アに規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア及びイの場合、その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

## 10 その他

この仕様書に記載されていない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

### (別紙)

- 1 会場設営資機材等一覧表
- 2 会場見取り図
- 3 看板一覧表